



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和 3 年10月15日金曜日 第250号外 1

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県個人情報保護条例等の一部を改正する条例..... (広報広聴課) ..... 1

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例..... (デジタルシフト推進課) ..... 3

愛媛県防災対策基本条例の一部を改正する条例..... (防災危機管理課) ..... 4

公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例..... (業務衛生課) ..... 5

愛媛県地域産業振興条例及び愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例..... (経営支援課) ..... 5

愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例の一部を改正する条例..... (林業政策課) ..... 6

愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例..... (道路建設課) ..... 6

## 条 例

### ○愛媛県条例第55号

愛媛県個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 3 年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(愛媛県個人情報保護条例の一部改正)

**第 1 条** 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(オンライン結合による提供の制限)</p> <p><b>第12条 省略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立したものを除く。第27条第1項において同じ。)に提供するとき。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p><b>第38条</b> 実施機関(議会にあっては、議長)は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>第5節 他の制度との調整等</p>	<p>(オンライン結合による提供の制限)</p> <p><b>第12条 省略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 国の機関、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(県が設立したものを除く。第27条第1項において同じ。)に提供するとき。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(個人情報の提供先への通知)</p> <p><b>第38条</b> 実施機関(議会にあっては、議長)は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>第5節 他の制度との調整等</p>

**第50条** この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律第5章の規定  
を適用しないこととされる個人情報
- (2)・(3) 省略
- 2 前項に掲げるもののほか、第2章第2節及び第3節の規定は、個人情報の保護に関する法律第5章第4節の規定を適用しないこととされる個人情報については、適用しない。
- 3～5 省略

**第50条** この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定の全部を適用しないこととされる個人情報
- (2)・(3) 省略
- 2 前項に掲げるもののほか、第2章第2節及び第3節の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされる個人情報については、適用しない。
- 3～5 省略

（愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正）

**第2条** 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第2（第1条関係）</b>			<b>別表第2（第1条関係）</b>		
執行機関	事 務	特定個人情報	執行機関	事 務	特定個人情報
1～3 省略			1～3 省略		
4 知事	<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務（法第19条第8号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの</u>	省略	4 知事	法別表第2の第2欄に掲げる事務（ <u>法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの</u>	省略
5・6 省略			5・6 省略		

（愛媛県特殊詐欺等撲滅条例の一部改正）

**第3条** 愛媛県特殊詐欺等撲滅条例（令和3年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（個人データの第三者提供に係る確認等）	（個人データの第三者提供に係る確認等）
<p><b>第20条</b> 個人情報取扱事業者（個人情報の保護に関する法律第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）は、個人データ（<u>同条第3項に規定する個人データのうち、氏名、生年月日、住所、電話番号等又はこれらの組合せであって、特殊詐欺等の用に供されるおそれがあるものに限る。以下同じ。</u>）を第三者（<u>同条第2項各号に掲げる者を除く。以下同じ。</u>）に提供するに際し、同法第29条第1項の記録（以下「第三者提供に係る記録」という。）の作成を行う場合は、<u>運転免許証の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項の確認を行わなければならない。</u>ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p><b>第20条</b> 個人情報取扱事業者（個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。）は、個人データ（<u>同条第6項に規定する個人データのうち、氏名、生年月日、住所、電話番号等又はこれらの組合せであって、特殊詐欺等の用に供されるおそれがあるものに限る。以下同じ。</u>）を第三者（<u>同条第5項各号に掲げる者を除く。以下同じ。</u>）に提供するに際し、同法第25条第1項の記録（以下「第三者提供に係る記録」という。）の作成を行う場合は、<u>運転免許証の提示を受ける方法その他の公安委員会規則で定める方法により、氏名又は名称その他の公安委員会規則で定める事項の確認を行わなければならない。</u>ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

**附 則**

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第50条の規定の施行の日から施行す

る。ただし、第1条中愛媛県個人情報保護条例第38条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第56号

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例(平成27年愛媛県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p><u>3 私立の高等学校(専攻科を置くものに限る。)の設置者は、知事による別表第1の4の項及び5の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</u></p> <p>4 高等学校等(県立及び私立のものを除く。)の設置者は、教育委員会による別表第1の11の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p> <p><b>別表第1(第1条、第2条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">執行機関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 知事</td> <td>高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金(以下「<u>高等学校等奨学給付金</u>」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2・3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 知事</td> <td>高等学校の専攻科の生徒に対する修学のための支援金(以下「<u>専攻科修学支援金</u>」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 知事</td> <td>高等学校の専攻科の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金(以下「<u>専攻科奨学給付金</u>」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 教育委員会</td> <td>高等学校等奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13 教育委員会</td> <td>専攻科修学支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14 教育委員会</td> <td>専攻科奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事 務	1 知事	高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金(以下「 <u>高等学校等奨学給付金</u> 」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	2・3 省略		4 知事	高等学校の専攻科の生徒に対する修学のための支援金(以下「 <u>専攻科修学支援金</u> 」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	5 知事	高等学校の専攻科の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金(以下「 <u>専攻科奨学給付金</u> 」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	6 省略		7 省略		8 省略		9 省略		10 省略		11 教育委員会	高等学校等奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	12 省略		13 教育委員会	専攻科修学支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	14 教育委員会	専攻科奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 高等学校等(県立及び私立のものを除く。)の設置者は、教育委員会による別表第1の9の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとする。</p> <p><b>別表第1(第1条、第2条関係)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">執行機関</th> <th style="text-align: center;">事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 知事</td> <td>高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金(以下「<u>奨学給付金</u>」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2・3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 教育委員会</td> <td><u>奨学給付金</u>の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事 務	1 知事	高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金(以下「 <u>奨学給付金</u> 」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	2・3 省略		4 省略		5 省略		6 省略		7 省略		8 省略		9 教育委員会	<u>奨学給付金</u> の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	10 省略	
執行機関	事 務																																																
1 知事	高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金(以下「 <u>高等学校等奨学給付金</u> 」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																																
2・3 省略																																																	
4 知事	高等学校の専攻科の生徒に対する修学のための支援金(以下「 <u>専攻科修学支援金</u> 」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																																
5 知事	高等学校の専攻科の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金(以下「 <u>専攻科奨学給付金</u> 」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																																
6 省略																																																	
7 省略																																																	
8 省略																																																	
9 省略																																																	
10 省略																																																	
11 教育委員会	高等学校等奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの																																																
12 省略																																																	
13 教育委員会	専攻科修学支援金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの																																																
14 教育委員会	専攻科奨学給付金の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの																																																
執行機関	事 務																																																
1 知事	高等学校等の生徒の保護者等に対する奨学のための給付金(以下「 <u>奨学給付金</u> 」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの																																																
2・3 省略																																																	
4 省略																																																	
5 省略																																																	
6 省略																																																	
7 省略																																																	
8 省略																																																	
9 教育委員会	<u>奨学給付金</u> の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの																																																
10 省略																																																	

15 省略	
16 省略	

11 省略	
12 省略	

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

**第2条** 住民基本台帳法施行条例(平成14年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p><b>別表第1</b>(第2条関係)</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 愛媛県個人番号の利用に関する条例(平成27年愛媛県条例第49号)別表第1の1の項から<u>9</u>の項までに掲げる事務</p> <p>9 省略</p> <p><b>別表第2</b>(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">知事以外の執行機関</td> <td style="text-align: center;">事 務</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の<u>10</u>の項から15の項までに掲げる事務</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	知事以外の執行機関	事 務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の <u>10</u> の項から15の項までに掲げる事務	省略		<p><b>別表第1</b>(第2条関係)</p> <p>1～7 省略</p> <p>8 愛媛県個人番号の利用に関する条例(平成27年愛媛県条例第49号)別表第1の1の項から<u>7</u>の項までに掲げる事務</p> <p>9 省略</p> <p><b>別表第2</b>(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">知事以外の執行機関</td> <td style="text-align: center;">事 務</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の<u>8</u>の項から11の項までに掲げる事務</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	知事以外の執行機関	事 務	教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の <u>8</u> の項から11の項までに掲げる事務	省略	
知事以外の執行機関	事 務												
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の <u>10</u> の項から15の項までに掲げる事務												
省略													
知事以外の執行機関	事 務												
教育委員会	愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の <u>8</u> の項から11の項までに掲げる事務												
省略													

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第57号

愛媛県防災対策基本条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県防災対策基本条例の一部を改正する条例**

愛媛県防災対策基本条例(平成18年愛媛県条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住民避難体制の整備)</p> <p><b>第28条</b> 省略</p> <p>2 前項に規定する避難計画には、<u>高齢者等避難等</u>の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3～9 省略</p> <p>(円滑な避難行動)</p> <p><b>第36条</b> 県民は、災害時において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、災害による危険を回避するための行動をとるとともに、<u>高齢者等避難の発表</u>、避難指示又は緊急安全確保措置<u>の指示等</u>(以下「避難指示等」という。)があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(指定避難所の運営)</p> <p><b>第38条</b> 指定避難所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、<u>避難指示等</u>が</p>	<p>(住民避難体制の整備)</p> <p><b>第28条</b> 省略</p> <p>2 前項に規定する避難計画には、<u>避難準備情報等</u>の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>3～9 省略</p> <p>(円滑な避難行動)</p> <p><b>第36条</b> 県民は、災害時において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、災害による危険を回避するための行動をとるとともに、<u>避難準備情報の発表、避難勧告、避難指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示等</u>(以下「避難指示等」という。)があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(指定避難所の運営)</p> <p><b>第38条</b> 指定避難所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、<u>避難勧告又は避難指示</u>が</p>

解除されるまでの間、避難を継続するものとする。 2 省略	解除されるまでの間、避難を継続するものとする。 2 省略
---------------------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第58号

公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場設置等の基準等に関する条例（昭和25年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5条</b> 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(41) 省略</p> <p>(42) 入浴者に次の行為をさせないこと。</p> <p>ア おおむね7歳以上の男女の混浴</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(43)・(44) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p><b>第5条</b> 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1)～(41) 省略</p> <p>(42) 入浴者に次の行為をさせないこと。</p> <p>ア おおむね10歳以上の男女の混浴</p> <p>イ・ウ 省略</p> <p>(43)・(44) 省略</p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第59号

愛媛県地域産業振興条例及び愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地域産業振興条例及び愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

（愛媛県地域産業振興条例の一部改正）

第1条 愛媛県地域産業振興条例（昭和54年愛媛県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 この条例において「創業者」とは、<u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号及び第3号</u>に掲げる者（中小企業者となることが見込まれる者に限る。）をいう。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 この条例において「創業者」とは、<u>中小企業等経営強化法第2条第3項第1号及び第2号</u>に掲げる者（中小企業者となることが見込まれる者に限る。）をいう。</p> <p>3・4 省略</p>

（愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正）

第2条 愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成30年愛媛県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(回収納付金を受け取る権利の放棄)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとする旨の申出を受けた場合において、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等が中小企業の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(5)～(7) 省略</p>	<p>(回収納付金を受け取る権利の放棄)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとする旨の申出を受けた場合において、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等が中小企業の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>(5)～(7) 省略</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第60号

愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年10月15日

愛媛県知事 中村時広

**愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例の一部を改正する条例**

愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例(平成30年愛媛県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 木質バイオマス <u>脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>(平成22年法律第36号)第23条に規定する木質バイオマスをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 木質バイオマス <u>公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律</u>(平成22年法律第36号)第19条に規定する木質バイオマスをいう。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第61号

愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年10月15日

愛媛県知事 中村時広

**愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第75号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等(第3条 第10条)</p> <p>第3章～第6章 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 歩道等(第3条 第10条)</p> <p>第3章～第6章 省略</p>

## 第7章 旅客特定車両停留施設（第33条 第44条）

## 第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第45条 第49条）

附則

（用語）

**第2条** この条例で使用する用語は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）で使用する用語の例による。

## 第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等

（歩道）

**第3条** 道路（自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

## 第4条 省略

## 2 省略

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、4メートル以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

5 歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

**第5条** 自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

**第6条** 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

（エレベーター）

**第12条** 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 省略

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

## 第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条 第37条）

附則

（用語）

**第2条** この条例で使用する用語は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令

（平成18年国土交通省令第116号）で使用する用語の例による。

## 第2章 歩道等

（歩道）

**第3条** 道路（自転車歩行者道を設ける道路 \_\_\_\_\_ を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

## 第4条 省略

## 2 省略

3 歩道又は \_\_\_\_\_ 自転車歩行者道（以下「歩道等」という。） \_\_\_\_\_

の有効幅員は、当該歩道等 \_\_\_\_\_ の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

**第5条** 歩道等 \_\_\_\_\_ の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

**第6条** 歩道等 \_\_\_\_\_ の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。） \_\_\_\_\_ の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、 \_\_\_\_\_ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

（エレベーター）

**第12条** 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 省略

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)・(4) 省略

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者及び籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

(6)・(7) 省略

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。

(10)～(12) 省略

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

**第13条** 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) 省略

**第32条** 省略

第7章 旅客特定車両停留施設

(通路)

**第33条** 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第1条第1号から第3号までに掲げる自動車を用。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回できる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。)と第42条第1項に掲げる基準に適合する乗車券等販売所との間の通路は、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。

3 移動等円滑化された通路において床面に高低差がある場合においては、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合においては、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子

(3)・(4) 省略

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること \_\_\_\_\_ により、籠外から籠内が \_\_\_\_\_ 視覚的に確認できる構造とすること。

(6)・(7) 省略

(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(10)～(12) 省略

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

**第13条** 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下 \_\_\_\_\_ 同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

(1)～(10) 省略

**第32条** 省略



子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

4 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第35条の基準に適合するものに限る。)又は傾斜路(第36条の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合においては、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

5 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 段を設ける場合においては、当該段は、次に定める構造とすること。  
ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。  
イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

**第34条** 公共用通路から移動等円滑化された通路へ通ずる旅客特定車両停留施設の出入口は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。  
ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。  
イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

**第35条** 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)にあっては、この限りでない。
- (2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあっては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数並びに籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

( 傾斜路 )

**第36条** 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合においては、12パーセント以下とすることができる。
- (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号及び第8号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

( エスカレーター )

**第37条** 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号に掲げる構造については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合においては、そのうち一のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のもので及び下り専用のものでそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
- (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
- (3) 踏段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (4) 踏段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

( 階段 )

**第38条** 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

( 乗降場 )

**第39条** 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況、地形の状況その他の特別の理由によりや

むを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降することができる構造のものであること。

（運行情報提供設備）

**第40条** 旅客特定車両停留施設には、旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（便所）

**第41条** 第25条第2項及び第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、同項中「前項の」とあるのは、「第33条第1項の」と読み替えるものとする。

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

**第42条** 旅客特定車両停留施設に乗車券等販売所を設ける場合においては、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 出入口を設ける場合においては、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

（ア）有効幅は、80センチメートル以上とすること。

（イ）高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。

ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(2) カウンターを設ける場合においては、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合においては、この限りでない。

2 第33条第2項及び前項の規定は、旅客特定車両停留施設に待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）

**第43条** 乗車券等販売所に券売機を設ける場合においては、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合においては、この限りでない。

（災害等の場合の適用除外）

**第44条** 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この章の規定によらないことができる。

第8章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

**第45条** 省略

2 省略

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は第5項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第33条第4項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーター又は傾斜路を含む。以下同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

（視覚障害者誘導用ブロック）

**第46条** 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合するエレベーターの乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条第1項に掲げる基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

4 省略

5 省略

（休憩施設）

**第47条** 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合においては、この限りでない。

3 前項の設備に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、その付近に、当該優先席を優先的に利用できる者を表示する案内標識を設けるものとする。

**第33条** 省略

2 省略

（視覚障害者誘導用ブロック）

**第34条** 歩道等 \_\_\_\_\_、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び \_\_\_\_\_ 自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 省略

3 省略

（休憩施設）

**第35条** 歩道等 \_\_\_\_\_ には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

**第48条** 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

**第49条** 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

(照明施設)

**第36条** 歩道等 \_\_\_\_\_ 及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等 \_\_\_\_\_ 及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場 \_\_\_\_\_ には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面 \_\_\_\_\_ の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

**第37条** 歩道等 \_\_\_\_\_ 及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。